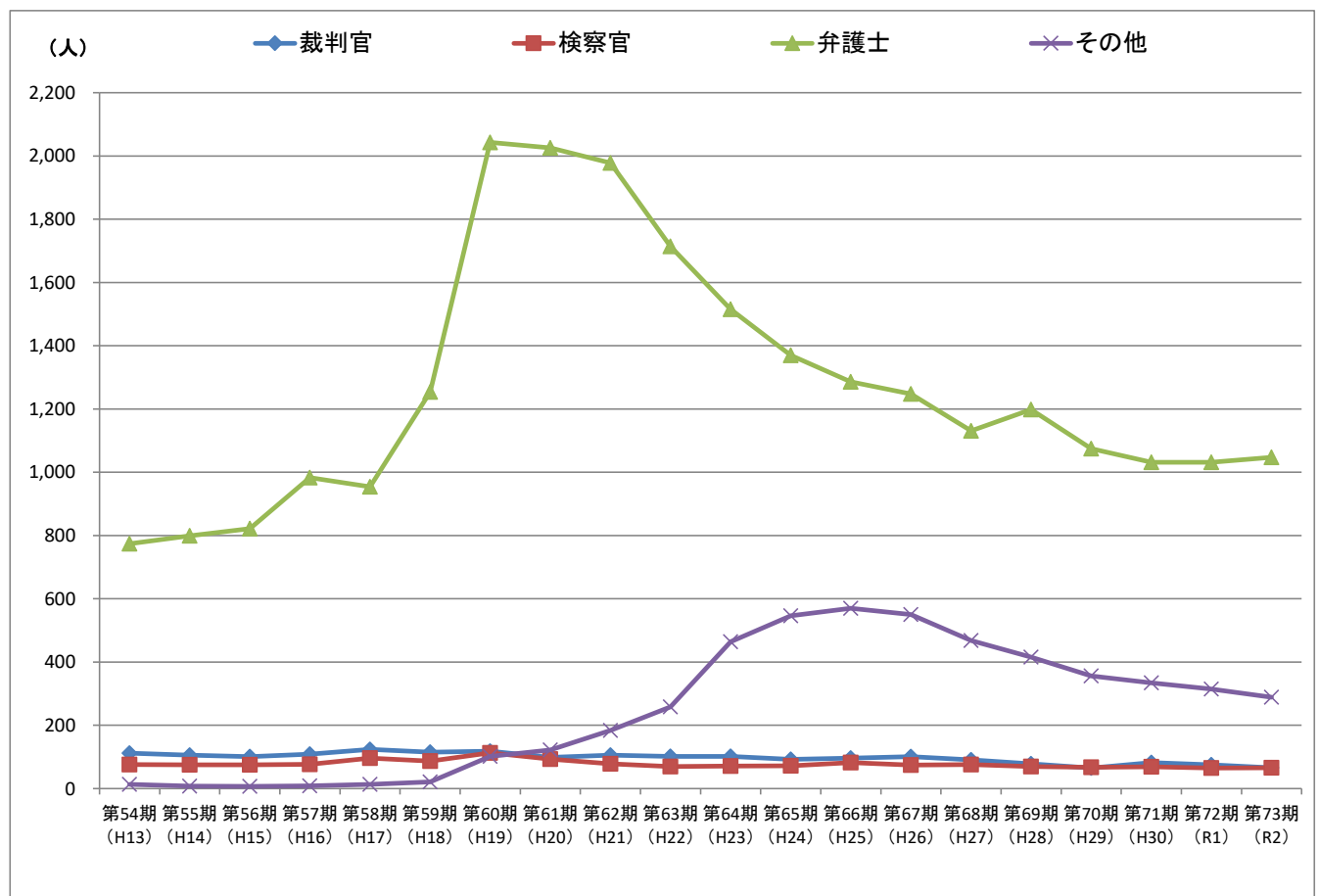


司法修習終了者の進路別人数の推移

	裁判官		検察官		弁護士		その他		総数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第54期（平成13年）	112	11.5%	76	7.8%	774	79.4%	13	1.3%	975
第55期（平成14年）	106	10.7%	75	7.6%	799	80.9%	8	0.8%	988
第56期（平成15年）	101	10.0%	75	7.5%	822	81.8%	7	0.7%	1,005
第57期（平成16年）	109	9.3%	77	6.5%	983	83.4%	9	0.8%	1,178
第58期（平成17年）	124	10.4%	96	8.1%	954	80.4%	13	1.1%	1,187
第59期（平成18年）	115	7.8%	87	5.9%	1,254	84.9%	21	1.4%	1,477
第60期（平成19年）	118	5.0%	113	4.8%	2,043	86.0%	102	4.3%	2,376
第61期（平成20年）	99	4.2%	93	4.0%	2,026	86.6%	122	5.2%	2,340
第62期（平成21年）	106	4.5%	78	3.3%	1,978	84.3%	184	7.8%	2,346
第63期（平成22年）	102	4.8%	70	3.3%	1,714	79.9%	258	12.0%	2,144
第64期（平成23年）	102	4.7%	71	3.3%	1,515	70.4%	464	21.6%	2,152
第65期（平成24年）	92	4.4%	72	3.5%	1,370	65.9%	546	26.3%	2,080
第66期（平成25年）	96	4.7%	82	4.0%	1,286	63.2%	570	28.0%	2,034
第67期（平成26年）	101	5.1%	74	3.8%	1,248	63.3%	550	27.9%	1,973
第68期（平成27年）	91	5.2%	76	4.3%	1,131	64.0%	468	26.5%	1,766
第69期（平成28年）	78	4.4%	70	4.0%	1,198	68.0%	416	23.6%	1,762
第70期（平成29年）	65	4.2%	67	4.3%	1,075	68.8%	356	22.8%	1,563
第71期（平成30年）	82	5.4%	69	4.5%	1,032	68.0%	334	22.0%	1,517
第72期（令和元年）	75	5.0%	65	4.4%	1,032	69.4%	315	21.2%	1,487
第73期（令和2年）	66	4.5%	66	4.5%	1,047	71.3%	289	19.7%	1,468



(注)

1 最高裁判所調べ。

2 修習終了直後の数による。第54期から第59期までは10月終了，第60期から第62期までは9月及び12月終了，第63期及び第64期は8月及び12月終了，第65期以降は12月終了である。

3 「その他」は，司法修習終了者のうち，裁判官・検察官に任官せず，かつ，弁護士としての登録をしなかった者である。

4 第60期から第65期までは，新司法修習及び現行型司法修習の両方を含む。